

第十條

① 執行委員にして補欠の生じたる時はその選挙区より選出し
 次期大会に承認を経るものとす。
 ② 執行委員会の必要と認めたる時は擴大執行委員会を附置す
 る事を得。
 但し擴大執行委員会の構成は召集前の執行委員会に於て定
 め其の決議事項は執行委員会の責任とす。
 常任委員会
 ③ 常任委員会は執行委員会互選による執行委員長及常任委員
 を以て構成し執行委員会に於て依託されたる公務を處理す
 るものとす。
 但し緊急必要の場合は執行委員會の決議を経ずして執行し
 承認を経るものとす。
 ④ 常任委員会は必要に応じて執行委員長之を召集す。
 専任部
 ⑤ 執行委員会の下に左の部局を置き常任委員を各部長に任ず
 一 庶務部 二 学務部 三 政治部 四 教育出版部 五 調査部
 六 共済部 七 婦人部 八 政友部
 ⑥ 専任部は執行委員会が補助機関にして別に定むる細則に従
 ひ会務を分擔するものとす。

第十一條

① 専任部の細則は執行委員会の承認を経るものとす。
 ② 専任部の事務執行に付ての責任は執行委員会之を負ふもの
 とす。

第四章 會計

第十一條 本地方評議会の経費は所属組合の撥出に依る。
 所属組合員一名に就き五銭の会費とす。

第五章 附則

第十三條 本地方評議会に書記を置くことを得
 書記は執行委員会に於て任命す。
 第十四條 本地方評議会の会則は大会出席代議員三分の二以上の賛成を
 得るに非らず水出之を變更することを得ず。
 第十五條 凡ての議事は特別の規定なき限り過半数を以て決し可否同数
 なる時は議長之を決す。
 第十六條 本規約は大正拾五年十月 日より之を實施す。

以上